

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

| No. | 案件名称 | 工事種目 | 工事場所 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|-----------------------------------|--------------|------------------------------|---------------------------|--------------|------------|-----------------------------|----------------------|-----|
| 1 | 令和5年度 大阪市役所本庁舎駐車場管制設備修繕 | 10:電気通信工事 | 北区 | アマノ(株) | 4,543,000 | 令和5年10月2日 | 地方自治法施行令 167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 2 | 令和5年度 舞洲スラッジセンター脱水ケーキ移送コンベヤ外設備修繕 | 09B:上下水道施設工事 | 此花区 | クボタ環境エンジニアリング(株) | 14,740,000 | 令和5年10月3日 | 地方自治法施行令 167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 3 | 東成区民センター大ホール放水型スプリンクラー設備修繕 | 09E:消防施設工事 | 東成区 | ヤマトプロテック(株) | 2,452,010 | 令和5年10月3日 | 地方自治法施行令 167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 4 | 市営南港中住宅43号棟ほか4か所真空式ごみ収集設備修繕 | 09D:機械器具設置工事 | 住之江区 | 新明和工業(株) | 7,182,340 | 令和5年10月4日 | 地方自治法施行令 167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 5 | 大阪市中央体育館得点表示設備修繕 | 10:電気通信工事 | 港区 | セイコータイムクリエーション(株) | 57,200,000 | 令和5年10月4日 | 地方自治法施行令 167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 6 | 令和5年度 長堀抽水所外3か所監視制御設備外機能追加工事 | 09B:上下水道施設工事 | 西区 西成区 西淀川区 平野区 | メタウォーター(株) | 44,000,000 | 令和5年10月5日 | 地方自治法施行令 167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 7 | 大阪市立阿倍野区民センター重量シャッター修繕 | 14L:建具工事 | 阿倍野区 | 文化シャッターサービス(株) | 1,980,000 | 令和5年10月5日 | 地方自治法施行令 167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 8 | 梅田新歩道橋補修工事 | 01:土木工事 | 北区 | 奥村・森本・ハンシン 特定建設工事共同企業体 | 128,700,000 | 令和5年10月6日 | 地方自治法施行令 167条の2第1項第6号 | K11 | |
| 9 | 令和5年度今福下水処理場外2か所雨水ポンプ用ディーゼル機関設備工事 | 09B:上下水道施設工事 | 城東区 住之江区 | ダイハツディーゼル(株) | 441,650,000 | 令和5年10月6日 | 地方自治法施行令 167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 10 | 体験型研修センター浄水施設棟監視設定装置修繕 | 09B:上下水道施設工事 | 東淀川区 | 前澤工業(株) | 3,762,000 | 令和5年10月6日 | 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号 | K6 | |
| 11 | 令和5年度 千島下水処理場外11か所監視制御設備外機能追加工事 | 09B:上下水道施設工事 | 大正区 港区 城東区 東成区 西淀川区 東淀川区 平野区 | (株)明電舎 | 597,300,000 | 令和5年10月6日 | 地方自治法施行令 167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 12 | 令和5年度 降雨量観測装置修繕 | 09D:機械器具設置工事 | 港区 城東区 住之江区 | 三菱電機プラントエンジニアリング(株) | 44,000,000 | 令和5年10月10日 | 地方自治法施行令 167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 13 | 大阪市都島区役所交流無停電電源装置修繕 | 04:電気工事 | 都島区 | (株)三社ソリューションサービス | 1,508,100 | 令和5年10月11日 | 地方自治法施行令 167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 14 | 大阪市平野区役所小型無停電電源装置修繕 | 04:電気工事 | 平野区 | (株)三社ソリューションサービス | 1,508,100 | 令和5年10月11日 | 地方自治法施行令 167条の2第1項第2号 | K6 | |

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

| No. | 案件名称 | 工事種目 | 工事場所 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|------------------------------------|---------------|--|---------------------|--------------|------------|-------------------------|----------------------|-----|
| 15 | 令和5年度大阪市中央卸売市場本場業務管理棟空調設備改修工事(その2) | 05:給排水衛生冷暖房工事 | 福島区 | クボタ空調(株) | 92,400,000 | 令和5年10月11日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 16 | 令和5年度市内一円共同溝ガス検知設備修繕 | 04:電気工事 | 旭 東成 都島 城東 平野 生野 中央 北 此花 | (株) 理研商会 | 14,396,470 | 令和5年10月12日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 17 | 消防局庁舎機械式駐車場修繕 | 09D:機械器具設置工事 | 西区 | 新明和工業(株) | 8,470,000 | 令和5年10月12日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 18 | 令和5年度 中浜流注場脱臭設備修繕 | 09D:機械器具設置工事 | 城東区 | クボタ環境エンジニアリング(株) | 8,250,000 | 令和5年10月12日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 19 | 大阪城公園ハイポール照明改修工事 | 04:電気工事 | 中央区 | パナソニックEWエンジニアリング(株) | 18,350,200 | 令和5年10月13日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 20 | 令和5年度 平野下水処理場汚泥溶融炉排ガス分析計修繕 | 09B:上下水道施設工事 | 平野区 | (株) マコト電気 | 6,080,800 | 令和5年10月13日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 21 | 大阪市立東淀川屋内プール中央監視制御設備修繕 | 10:電気通信工事 | 東淀川区 | アズビル(株) | 24,382,600 | 令和5年10月16日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 22 | 令和5年度状態監視装置修繕 | 10:電気通信工事 | 住之江、生野、西成、 港、天王寺、淀川、平 野、福島、城東、中央 | (株) コンプランニング | 2,564,100 | 令和5年10月16日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 23 | 令和5年度 大阪市役所本庁舎正面玄関シーリングライト修繕 | 04:電気工事 | 北区 | (株) YAMAGIWA | 24,382,600 | 令和5年10月18日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 24 | 令和5年度 弁天抽水所外1か所現場操作盤外電気設備修繕 | 04:電気工事 | 中央 都島 | (株) 日立産機テクノサービス | 34,100,000 | 令和5年10月19日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 25 | 大阪市立北区民センター空調和機修繕 | 05:給排水衛生冷暖房工事 | 北区 | 三菱重工冷熱(株) | 3,784,000 | 令和5年10月19日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 26 | 令和5年度 住吉配水場配水ポンプ用電動機整備修繕 | 09B:上下水道施設工事 | 阿倍野区 | 安川オートメーション・ドライブ(株) | 10,450,000 | 令和5年10月19日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6 | |
| 27 | 令和5年度 庭窪浄水場外1か所酸注入設備外修繕 | 09B:上下水道施設工事 | 東淀川区 守口市 | JFEアクアサービス機器(株) | 12,980,000 | 令和5年10月20日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6 | |
| 28 | 大阪市立長居陸上競技場中央監視制御設備修繕 | 04:電気工事 | 東住吉区 | 富士通Japan(株) | 34,100,000 | 令和5年10月24日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

| No. | 案件名称 | 工事種目 | 工事場所 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|--|---------------|-----------------------------------|------------------------|---------------|------------|--|----------------------|-----|
| 29 | 令和5年度 南部方面管理事務所管理棟空調設備ガス吸収冷温水機修繕 | 05:給排水衛生冷暖房工事 | 住之江区 | パナソニック産機システムズ(株) | 6,270,000 | 令和5年10月25日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 30 | 令和5年度 舞洲スラッジセンターガスヒートポンプ式空調機修繕 | 05:給排水衛生冷暖房工事 | 此花区 | ヤンマーエネルギーシステム(株) | 3,319,690 | 令和5年10月25日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 31 | 豊野浄水場オゾン設備改良に伴う既設高度浄水処理施設監視制御設備外改造工事 | 09B:上下水道施設工事 | 寝屋川市 | 三菱電機(株) | 283,800,000 | 令和5年10月25日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6 | |
| 32 | 住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸(1工区)築造工事(その17-1) | 01:土木工事 | 住之江区 | 大林・鴻池・五洋・久本特定建設工事共同企業体 | 1,117,600,000 | 令和5年10月26日 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第5号 | W5 | ○ |
| 33 | 令和5年度 柴島浄水場オゾン設備整備修繕 | 09B:上下水道施設工事 | 東淀川区 | メタウォーター(株) | 216,920,000 | 令和5年10月27日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6 | |
| 34 | 令和5年度 住之江下水処理場外10か所監視制御設備外機能追加工事 | 09B:上下水道施設工事 | 住之江区 城東区 中央区 西成区 西区 此花区 淀川区 | (株)日立製作所 | 431,200,000 | 令和5年10月27日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 35 | 天満橋ライトアップ設備修繕 | 04:電気工事 | 中央区 | パナソニックEWエンジニアリング(株) | 10,813,000 | 令和5年10月30日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 36 | 十八条下水処理場 第2沈砂池スクリーンかす搬出設備改良工事 | 09B:上下水道施設工事 | 淀川区 | 水ingエンジニアリング(株) | 48,180,000 | 令和5年10月30日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 37 | 令和5年度 住之江下水処理場外2か所現場操作盤外電気設備修繕 | 09B:上下水道施設工事 | 住之江区 平野区 | (株)日立産機テクノサービス | 177,100,000 | 令和5年10月31日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 38 | 中加賀屋住宅13号館昇降機設備更新工事 | 09A:昇降機設置工事 | 住之江区 | 日本オーチス・エレベータ(株) | 76,780,000 | 令和5年11月1日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 39 | 令和5年度 平林抽水所外4か所現場操作盤外電気設備修繕 | 09B:上下水道施設工事 | 住之江区 | 東芝インフラシステムズ(株) | 6,380,000 | 令和5年11月2日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 40 | 大阪市中央卸売市場本場東棟南非常用発電設備修繕 | 04:電気工事 | 福島区 | (株)カワサキマシシステムズ | 8,800,000 | 令和5年11月7日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 41 | 令和5年度 豊野浄水場オゾン設備整備修繕(その1) | 09B:上下水道施設工事 | 寝屋川市 | 三菱電機プラントエンジニアリング(株) | 57,750,000 | 令和5年11月7日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6 | |

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

| No. | 案件名称 | 工事種目 | 工事場所 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|------------------------------------|---------------|------------|---------------------|--------------|------------|-------------------------|----------------------|-----|
| 42 | 令和5年度城北寝屋川口水門外42遠方監視装置修繕 | 10:電気通信工事 | 城東 都島 浪速 旭 | 三菱電機プラントエンジニアリング(株) | 12,100,000 | 令和5年11月7日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 43 | 令和5年度 大阪市計量検査所防火シャッター及び重量シャッター修繕 | 14L:建具工事 | 港区 | (株)鈴木シャッター | 5,230,500 | 令和5年11月7日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 44 | 西区役所昇降機設備改修工事 | 09A:昇降機設置工事 | 西区 | 日本オーチス・エレベータ(株) | 38,448,300 | 令和5年11月8日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 45 | 西島川第1ポンプ場No.1ポンプ修繕 | 09B:上下水道施設工事 | 西淀川区 | 新明和アクアテクサービス(株) | 4,334,000 | 令和5年11月9日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 46 | 南部環境事業センターほか1か所空調設備修繕 | 05:給排水衛生冷暖房工事 | 西成 生野 | 新晃アトモス(株) | 2,389,200 | 令和5年11月10日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 47 | 令和5年度 豊野浄水場オゾン設備整備修繕(その2) | 09B:上下水道施設工事 | 寝屋川市 | (株)前澤エンジニアリングサービス | 8,690,000 | 令和5年11月10日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6 | |
| 48 | 令和5年度大阪駅前地下駐車場駐車機械装置修繕 | 09D:機械器具設置工事 | 北区 | 新明和工業(株) | 6,919,000 | 令和5年11月13日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 49 | 大阪市中心卸売市場本場業務管理棟上水受水槽修繕 | 05:給排水衛生冷暖房工事 | 福島区 | 積水アクアシステム(株) | 3,080,000 | 令和5年11月14日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 50 | 咲洲配水場監視制御設備改良に伴う既設配水管理設備2改造その他工事 | 09B:上下水道施設工事 | 東淀川区 枚方市 | (株)日立製作所 | 152,350,000 | 令和5年11月15日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6 | |
| 51 | 大阪市立西スポーツセンター吸収式冷温水機修繕 | 05:給排水衛生冷暖房工事 | 西区 | テクノ矢崎(株) | 15,620,000 | 令和5年11月16日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 52 | 令和5年度 平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備修繕 | 09B:上下水道施設工事 | 平野区 | (株)日立産機テクノサービス | 20,900,000 | 令和5年11月16日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 53 | 大阪市立鶴見区民センター冷温水機改修工事 | 05:給排水衛生冷暖房工事 | 鶴見区 | 川重冷熱工業(株) | 4,851,000 | 令和5年11月17日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 54 | 大阪市舞洲障がい者スポーツセンタープール可動床昇降シリンダー取替修繕 | 09D:機械器具設置工事 | 此花区 | (株)荏原製作所 | 5,940,000 | 令和5年11月17日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 55 | 最適先端処理技術実験施設整備修繕 | 09B:上下水道施設工事 | 東淀川区 | 理水化学(株) | 20,900,000 | 令和5年11月20日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6 | |

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

| No. | 案件名称 | 工事種目 | 工事場所 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|----------------------------------|---------------|------------|--------------------------|--------------|------------|-------------------------|----------------------|-----|
| 56 | 此花屋内プールろ過設備修繕 | 05:給排水衛生冷暖房工事 | 此花区 | (株)クリタス | 9,350,000 | 令和5年11月21日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 57 | 道頓堀川水門電気室空調設備修繕 | 05:給排水衛生冷暖房工事 | 浪速区 | 三菱電機システムサービス(株) | 6,600,000 | 令和5年11月21日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 58 | 令和5年度道頓堀川水門外1監視カメラシステム修繕 | 10:電気通信工事 | 浪速 中央 | エクシオグループ(株) | 6,897,000 | 令和5年11月21日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 59 | 西部環境事業センター 冷却塔設備修繕 | 05:給排水衛生冷暖房工事 | 大正区 | (株)日立ビルシステム | 17,930,000 | 令和5年11月22日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 60 | 中央複合施設(島之内図書館)エレベーター改修工事 | 09A:昇降機設置工事 | 中央区 | 東芝エレベータ(株) | 28,380,000 | 令和5年11月22日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 61 | 令和5年度 柴島浄水場高度浄水処理棟外2か所小荷物専用昇降機修繕 | 09A:昇降機設置工事 | 東淀川 守口 寝屋川 | 三菱電機ビルソリューションズ(株) | 22,440,000 | 令和5年11月22日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6 | |
| 62 | 令和5年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事(その2) | 09B:上下水道施設工事 | 此花区 | 月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体 | 512,710,000 | 令和5年11月22日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 63 | 令和5年度 住之江抽水所外1か所現場操作盤外電気設備修繕 | 09B:上下水道施設工事 | 住之江区 平野区 | (株)下平電機製作所 | 8,800,000 | 令和5年11月27日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 64 | 令和5年度道頓堀川水門外1監視制御装置修繕 | 04:電気工事 | 浪速 中央 | 安川オートメーション・ドライブ(株) | 8,580,000 | 令和5年11月28日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 65 | 北港白津1号上屋排煙窓修繕 | 14L:建具工事 | 此花区 | (株)豊和 | 6,984,780 | 令和5年11月28日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 66 | 東北環境事業センターほか1か所 排水処理設備修繕 | 09B:上下水道施設工事 | 東淀川区 住之江区 | (株)丸島アクアシテム | 65,450,000 | 令和5年11月29日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 67 | 令和5年度 今福下水処理場現場操作盤外電気設備修繕 | 09D:機械器具設置工事 | 城東区 | 東芝インフラシステムズ(株) | 4,378,000 | 令和5年11月29日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 68 | 令和5年度 柴島浄水場総合管理棟空調設備修繕 | 05:給排水衛生冷暖房工事 | 東淀川区 | ダイキン工業(株) | 4,994,000 | 令和5年12月1日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6 | |
| 69 | 令和5年度 大阪市役所本庁舎昇降機設備修繕 | 09A:昇降機設置工事 | 北区 | 日本オーチス・エレベータ(株) | 21,340,000 | 令和5年12月1日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

| No. | 案件名称 | 工事種目 | 工事場所 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|---|--------------|-------------|-----------------|--------------|------------|-------------------------|----------------------|-----|
| 70 | 令和5年度 平野下水処理場外1か所現場操作盤外電気設備修繕 | 09B:上下水道施設工事 | 平野区 住之江区 | (株)大同電機製作所 | 1,650,000 | 令和5年12月1日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 71 | 大阪市中央卸売市場東部市場ビル電話網システム廃止に伴う電話主装置設置その他工事 | 10:電気通信工事 | 東住吉区 | 西日本電信電話(株) | 3,542,110 | 令和5年12月6日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 72 | 東南環境事業センター 排水処理設備修繕 | 09B:上下水道施設工事 | 平野区 | オルガノプラントサービス(株) | 21,670,000 | 令和5年12月8日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 73 | 令和5年度 平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事(その2) | 09B:上下水道施設工事 | 平野区 | 日揮(株) | 187,000,000 | 令和5年12月8日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 74 | 令和5年度 柴島浄水場外1か所空気源設備整備修繕 | 09B:上下水道施設工事 | 東淀川区 枚方市 | (株)日立産機システム | 9,350,000 | 令和5年12月8日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6 | |
| 75 | 大阪市中央卸売市場本場ビル電話網システム廃止に伴う電話主装置設置その他工事 | 10:電気通信工事 | 福島区 | 西日本電信電話(株) | 5,681,500 | 令和5年12月8日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 76 | 令和5年度 中浜下水処理場外4か所現場操作盤外電気設備修繕 | 09B:上下水道施設工事 | 城東区 東成区 鶴見区 | (株)明電エンジニアリング | 92,400,000 | 令和5年12月12日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 77 | 令和5年度 平野市町抽水所外2か所現場操作盤外電気設備修繕 | 09B:上下水道施設工事 | 平野区 東住吉区 | (株)明電エンジニアリング | 47,300,000 | 令和5年12月12日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 78 | 令和5年度 平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備及び監視制御設備修繕 | 09B:上下水道施設工事 | 平野区 | (株)明電エンジニアリング | 20,020,000 | 令和5年12月15日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 79 | 令和5年度 咲洲配水場活性炭設備整備修繕 | 09B:上下水道施設工事 | 住之江区 | 横手産業(株) | 11,605,000 | 令和5年12月15日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6 | |
| 80 | C6・7-2号機多目的クレーン補修工事 | 09D:機械器具設置工事 | 住之江区 | JFEプラントエンジ(株) | 10,230,000 | 令和5年12月15日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 81 | 大阪市中央卸売市場東部市場情報通信基盤設備改良工事 | 04:電気工事 | 東住吉区 | 都築電気(株) | 11,964,700 | 令和5年12月19日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 82 | 大阪市立鶴見緑地球技場非常放送設備修繕 | 10:電気通信工事 | 鶴見区 | TOA(株) | 5,830,000 | 令和5年12月20日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 83 | 西区役所非常放送設備改修工事 | 10:電気通信工事 | 西区 | TOA(株) | 6,600,000 | 令和5年12月20日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

| No. | 案件名称 | 工事種目 | 工事場所 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|------------------------------|---------------|------|---------------------|--------------|------------|-------------------------|----------------------|-----|
| 84 | 令和5年度 東部水道センター空調和設備修繕 | 05:給排水衛生冷暖房工事 | 都島区 | ダイキン工業(株) | 3,993,000 | 令和5年12月21日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6 | |
| 85 | 消防局庁舎冷却塔修繕 | 05:給排水衛生冷暖房工事 | 西区 | 空研工業(株) | 3,454,000 | 令和5年12月21日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 86 | 大阪市中央卸売市場本場発泡スチロール処理設備改修工事 | 09D:機械器具設置工事 | 福島区 | 新明和工業(株) | 36,641,000 | 令和5年12月22日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 87 | 南港ポートタウン東-1駐車場昇降機設備改修工事 | 09A:昇降機設置工事 | 住之江区 | 日本オーチス・エレベータ(株) | 25,080,000 | 令和5年12月25日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 88 | 経済戦略局中央卸売市場本場業務管理棟庁舎照明設備修繕 | 04:電気工事 | 福島区 | パナソニックEWエンジニアリング(株) | 15,400,000 | 令和5年12月26日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 89 | 阿倍野区民センター放水型スプリンクラー設備修繕 | 09E:消防施設工事 | 阿倍野区 | ヤマトプロテック(株) | 3,976,500 | 令和5年12月26日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 90 | 令和5年度 平野下水処理場汚泥溶融炉ケーキ移送ポンプ修繕 | 09B:上下水道施設工事 | 平野区 | 兵神装備(株) | 8,690,000 | 令和5年12月27日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |
| 91 | 市営南港中住宅42号棟ほか4か所真空式ごみ収集設備修繕 | 09D:機械器具設置工事 | 住之江区 | 新明和工業(株) | 13,238,500 | 令和5年12月28日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | K6 | |

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 大阪市役所本庁舎駐車場管制設備修繕

2 契約の相手方

アマノ (株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市役所本庁舎地下2階に設置している駐車場管制設備の修繕を行うものである。

地下2階に設置している駐車場管制設備は、アマノ (株) がメーカー独自の技術により設計・製造を行っているため、同社でしか器具内設置の製品選定ができず、また、同社でなければ修繕後の性能・作動状態等を保証することができない。

以上のことから本修繕が行えるアマノ (株) を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ (電話番号 06-6208-8197)

随意契約理由書

1 修繕名称

令和5年度 舞洲スラッジセンター脱水ケーキ移送コンベヤ外設備修繕

2 契約相手方

クボタ環境エンジニアリング(株)

3 随意契約理由：

今回修繕を行う脱水ケーキ移送コンベヤは、舞洲スラッジセンターの遠心脱水機から排出される脱水ケーキを移送する設備である。

現在、当該コンベヤの回転部が長時間の運転により、著しく摩耗、損傷しているため修繕するものである。

本機器が稼働しなければ、遠心脱水機から産出する脱水ケーキを汚泥溶融処理施設に供給することができないことから修繕する必要がある。

また、脱水系高分子供給設備においても、ロータリーバルブの回転部が長時間の運転により、著しく摩耗、損傷しており、本機器が稼働しなければ遠心脱水機に高分子を供給できず、適切に脱水することが出来ないことから修繕する必要がある。

本設備は、(株)クボタが設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である(株)クボタより下水処理設備の修繕を移管されているクボタ環境エンジニアリング(株)と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

東成区民センター大ホール放水型スプリンクラー設備修繕

2 契約の相手方

ヤマトプロテック (株)

3 随意契約理由

本修繕は、東成区民センター大ホール内に設置されている放水型スプリンクラーを管理する制御盤装置の更新を行うものである。

本装置は、更新時期を経過していることから本体等の経年劣化がみられ、このまま使用を続けると、誤放水が発生する恐れがあるため、早急に更新する必要がある。

更新にあたっては、ヤマトプロテック (株) が製造・施行したものであり、製造者のみが有する当該設備の製造及び機能に関する専門の知識及び独自の技術が不可欠である。

また、本修繕で作業する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、当該業者以外に修繕をさせた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本修繕を実施できるのは、ヤマトプロテック (株) のみであるため、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東成区役所市民協働課 (電話番号 : 06-6977-9014)

4

随意契約理由書

1 案件名称

市営南港中住宅 43 号棟ほか 4 か所真空式ごみ収集設備修繕

2 契約の相手方

新明和工業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、南港ポートタウンにおいて、市営南港中住宅 43 号棟ほか 4 か所に設置の真空式ごみ収集設備（以下、本設備）の構成機器である固定設備のごみ収集配管の故障により、動作不良をおこし性能が十分に発揮できなくなったため部品の取替後、試運転調整を行い当該設備の性能復旧を行うものである。

本設備は、本市独自のものとして、新明和工業（株）が技術開発、設計、製作、施工したもので、移動式ごみ収集装置及び固定設備が、システムとして互いに有機的に連携されて稼動している。また、強力な真空圧を利用することから誤った取扱いを行うと、本設備の損傷だけでなく、周辺を通行する市民等を巻き込む事故につながる恐れがあるため、本修繕については、本設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

今回の修繕は、製造者独自の技術により本設備を製造しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように修繕を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、本修繕を実施できるのは、製造業者である新明和工業（株）のみである。

上記理由により新明和工業（株）と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課

（電話番号 06-6612-4981）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪中央体育館得点表示設備修繕

2 契約の相手方

セイコータイムクリエーション株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、大阪中央体育館に設置されている得点表示設備（以下、「設備」という。）について、劣化部品の修繕を行うものである。

本設備は、各種室内競技の得点・時間・チーム名等の表示を行うものであるが、設置後 25 年以上が経過し、経年劣化により設備を構成する機器及び部品（以下、「機器類」という。）に動作不良が生じている。このまま放置すれば、設備として十分な能力が発揮されず、各種室内競技に利用できず、施設の運営に支障をきたすこととなるため、機器類の修繕を行う必要がある。

本設備は、各種室内競技の得点・時間・チーム名等の入力システムと表示設備で構成されており、機器の構造、部品の形状や規格並びに制御方法等が各社異なる設計思想に基づく技術により製造されていることから、製造事業者であるセイコータイムクリエーション株式会社でなければ修繕を行うことは不可能である。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備を修繕できる唯一の事業者であることから、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当（電話番号 06-6469-5148）

随意契約理由書

1 工事名称 : 令和5年度 長堀抽水所外3か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方 : メタウォーター(株)

3 随意契約理由 : 本工事は、長堀抽水所外3か所における運転監視及び自動制御するための既設監視制御設備等に操作回路、制御回路、監視信号項目等のソフトウェアの機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、メタウォーター(株)が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設監視制御設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設監視制御設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を制作できるのは既設監視制御設備施工業者のみである。

よって、メタウォーター(株)と契約締結するものである。

4 根拠法令 : 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署 : 建設局下水道部設備課(電話番号 06-6615-7894)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立阿倍野区民センター重量シャッター修繕

2 契約の相手方

文化シャッターサービス株式会社

3 随意契約理由

文化シャッターサービス株式会社は、当該設備を納入した製造業者であり、現在に至るまで同施設の保守点検等を実施し、予防保全的整備を行っている。

また、本業務で作業する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、当該業者以外に業務をさせた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上により安全性の確保及び製造業者責任と保守責任の一元化を図ることができる唯一の事業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

阿倍野区役所市民協働課（市民協働）（電話番号：06-6622-9787）

随意契約理由書

1 工事名称

梅田新歩道橋補修工事

2 契約の相手方

奥村・森本・ハンシン特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本補修対象となる梅田新歩道橋は大阪市北区梅田に位置し、国道176号（緊急交通路）に架かる歩道橋として昭和39年に架設された歩道橋である。

本歩道橋は、直下に地下鉄御堂筋線梅田駅、阪神電鉄大阪梅田駅及び大阪駅前地下道東広場があり、歩道橋の荷重を各構造物の柱位置にて支持している特殊な構造となっているため、各構造物への影響に細心の注意が必要な現場条件となっている。

本工事は、歩道橋基礎の損傷部を補修するものであるが、現在、本工事の施工場所直下にあたる大阪駅前地下道東広場において躯体の老朽化に伴う改築工事「大阪駅前地下道東広場改築その他工事」（以下、「隣接工事」という。）を実施しているところであり、大阪・関西万博開催までの令和6年度末の完成を予定している。

本工事は、隣接工事の上床版補強工事等の完成後に歩道橋基礎の損傷部の補修を行い、その後隣接工事業者が地下部の建築仕上げ工事等を施工するなど輻輳しながら施工する必要がある。また、現場は特殊な構造となっているため、隣接工事にて地下構造物などの変位計則・管理を行いながらの施工となる。本工事を別業者に施工させた場合、一体的な施工管理が困難となり安全対策が不十分になるなど、事故発生リスクが高まる。よって、工事の安全・円滑かつ適切な施工が行えるように、一つの事業者が責任施工する必要がある。

加えて、施工時は幹線道路の主要交差点にて大規模な交通規制を行い、施工調整に多大な時間を要することから、隣接工事の工程内にて、本工事を実施する必要がある。仮に、隣接工事の完成後に本工事を施工した場合、手戻りが生じることに加え、構造物に損傷が生じた場合、その施工責任や原因究明などに時間を要し大阪・関西万博までに完成させることができなくなる。

以上のことから、本工事を施工できるのは、奥村・森本・ハンシン特定建設工事共同企業体のみであり、同業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

建設局道路河川部道路課道路維持担当（電話 06-6615-6797）

随意契約理由書

1 工事名称

令和5年度今福下水処理場外2か所雨水ポンプ用ディーゼル機関設備工事

2 契約相手方

ダイハツディーゼル(株)

3 随意契約理由

本工事は、今福下水処理場、住之江下水処理場及び住之江抽水所に設置している雨水ポンプ用ディーゼル機関の各部の整備を行い、運転時の高い信頼性を向上するためのものである。

本設備は、ダイハツディーゼル(株)が設計・製作したもので、機能を発揮させるための組付け精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく技術が必要であり、取替部品も他社では製作していない。また、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから、本工事を施工できる業者はダイハツディーゼル(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称
体験型研修センター浄水施設棟監視設定装置修繕

2 契約の相手方
前澤工業株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、体験型研修センター浄水施設棟内に設置している浄水処理プラント設備の操作・監視を担っている監視設定装置が計画的更新時期となることから、監視設定装置ならびにソフトの修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、前澤工業株式会社（以下、前澤工業）が独自に設計、製作したものであり、修繕による機器交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、製作者である前澤工業の専門知識及び技術を必要とする。

また、監視設定装置の動作確認について、プラントを停止し、浄水処理 PLC 設備（機器や設備などの制御に使われる制御装置）の再起動を行う必要があり、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本修繕を履行し、作業前後に機器の障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができないとの見解を得ている。

よって、修繕前後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は前澤工業となる。

以上のことから、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
水道局 総務部 職員課 体験型研修センター
(電話番号06-6322-0576)

随意契約理由書

- 1 工事名称：令和5年度 千島下水処理場外 11 か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：（株）明電舎
- 3 随意契約理由：

本工事は、千島下水処理場外 11 か所における運転監視及び自動制御するための既設監視制御設備等に操作回路、制御回路、監視信号項目等のソフトウェアの機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、（株）明電舎が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を制作できるのは既設設備施工業者のみである。

よって、既設設備施工業者である（株）明電舎と契約締結するものである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7894）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 降雨量観測装置修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

今回修繕する降雨量観測装置は、雨水排水を効率的に実施するために重要な役割を持つ設備であり、設備の高い信頼性を維持するために定期的な構成部品の取替等を行うものである。

本設備は三菱電機 (株) が独自の技術で設計製作したものであり、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき最も適切な取替部品の選定を行い、取替えを実施し、従前と同様の性能を維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、他社に修繕を行わせることはできない。

以上のことから本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している降雨量観測装置のアフターサービス業務を移管され、且つ本設備の技術に精通している三菱電機プラントエンジニアリング (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 下水道部 施設管理課 (電話番号: 06-6615-7290)

随意契約理由書

1. 案件名称

大阪市都島区役所交流無停電電源装置修繕

2. 契約の相手方

(株) 三社ソリューションサービス

3. 随意契約理由

本装置は、停電発生や落雷時など電源供給が不安定となった場合に、大型バッテリーに蓄電した電力を接続先である庁内ネットワークのシステム機器へ安定的に供給するものであるが、内臓バッテリーの劣化による不具合が発生しており、バッテリーやファンの部品交換及び調整を行う必要がある。

本装置は、(株) 三社電機製作所が設計・製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、製作会社独自の規格や構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、製作者である(株) 三社電機製作所は、機器修繕や保守点検を行っておらず、販売店(子会社)である(株) 三社ソリューションサービスが当該業務を行っている。

以上のことから本作業を実施することのできる業者は、(株) 三社ソリューションサービスのみであるため、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

都島区役所総務課(庶務) 電話番号: 06-6882-9625

19

随意契約理由書

1. 案件名称

大阪市平野区役所小型無停電電源装置修繕

2. 契約の相手方

(株) 三社ソリューションサービス

3. 随意契約理由

本装置は、停電発生や落雷時など電源供給が不安定となった場合に、大型バッテリーに蓄電した電力を接続先である庁内ネットワークのシステム機器へ安定的に供給するものであるが、内臓バッテリーの劣化による不具合が発生しており、バッテリーやファンの部品交換及び調整を行う必要がある。

本装置は、(株) 三社電機製作所が設計・製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、製作会社独自の規格や構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

製作者である(株) 三社電機製作所は、機器修繕についての業務を子会社である(株) 三社ソリューションサービスに移管している。

以上のことから本作業を実施することのできる業者は、(株) 三社ソリューションサービスのみであるため、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

平野区役所総務課 (06-4302-9631)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市中央卸売市場本場業務管理棟空調設備改修工事（その2）

2 契約の相手方

クボタ空調(株)

3 随意契約理由

本工事は、業務管理棟に設置している空調設備の改修工事を行うものである。

本工事対象設備は、クボタ空調(株)が製作したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、クボタ空調(株)のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7969）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度市内一円共同溝ガス検知設備修繕

2 契約相手方

(株) 理研商会

3 随意契約理由

今回修繕するガス検知器は、共同溝洞道内における酸欠危険場所への入溝に際し、人命の安全及び不測の事故を防ぐための重要な設備であるが、経年劣化等による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本設備は理研計器(株)が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替には、既設設備の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要である。よって、本修繕ができるのは製作会社からアフターサービス業務を移管されている(株)理研商会のみである。

以上のことから、(株)理研商会を契約相手方として特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話番号 6615-6465)

随意契約理由書

1 案件名称

消防局庁舎機械式駐車場修繕

2 契約の相手方

新明和工業（株）

3 随意契約理由

本修繕は消防局庁舎に設置している機械式駐車場の修繕を行うものである。

当該機械式駐車場は、製造会社が独自に設計、製造したものであり、また自社専用の部品等で構成されているため、本修繕を行うためには、製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術、専用部品が必要となる。

上記事業者は製造会社であることから、修繕を行うために必要な独自の知識や技術、専用部品を保有している唯一の業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、修繕後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

以上のことから、上記事業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6166）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 中浜流注場脱臭設備修繕

2 契約相手方

クボタ環境エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本修繕は中浜流注場に設置している生物処理脱臭装置及び活性炭脱臭装置用高濃度脱臭ファン等の分解整備修繕を行なうものである。

当該生物処理脱臭装置及び活性炭脱臭装置（以下脱臭設備）はクボタ環境エンジニアリング（株）が設計・製造したものである。

修繕に関しては単なる個々の機器の取替、分解整備だけではなく、脱臭設備全体の能力に関わる特性を理論的・経験的に十分把握したうえで行なう必要がある。

このような条件を満たすためには本機器を設計・製造したクボタ環境エンジニアリング（株）以外では本修繕に対して技術面での対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から、既設設備等に著しい支障が生ずる可能性があること、また脱臭設備修繕後の性能に対して保証ができないことから、当該脱臭設備に対し一貫して責任を持たせることができる業者はクボタ環境エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話 06-6630-3375）

随意契約理由書

1. 工事名称

大阪城公園ハイポール照明改修工事

2. 契約相手方

パナソニックEWエンジニアリング(株)

3. 随意契約理由

本工事は、大阪城公園内大阪城ホール前に設置された、モニュメント形の照明塔の照明器具及び昇降装置の改修工事を行うものである。本照明塔は、大阪城ホールの建設及び周辺の整備に伴って、それらの景観にマッチした照明塔となるよう、特別にデザイン、設計されたものであり、モニュメント内部に多数の照明器具を収納した構造となっている。また、鉄塔内部に頂冠部の昇降装置を設置するなど、全体的に非常に複雑な構造となっている。したがって、これらの複雑な構造を熟知し、その扱いに精通した本照明塔の施工業者でなければ確実な改修工事は不可能である。そのため、上記施工業者以外に施工させた際、トラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、更新後の性能についての一貫した責任を持たせる必要がある。

上記施工業者は、本照明塔の製作者の施工を担っており、上記条件を充分満足する。したがって、上記業者へ本工事を、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約方依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話番号:06-6615-7261)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 平野下水処理場汚泥溶融炉排ガス分析計修繕

2 契約の相手方

(株)マコト電気

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場の排ガス分析計は、汚泥溶融炉を運転するために必要な設備であるが、長期の使用により老朽化し日常の排ガス分析に支障をきたしているため、構成部品を取り替え修繕するものである。

本設備は(株)堀場製作所が設計製作したものであり、老朽化した部品の取り替えには、分析計の構成及び取替部品の整合性など同社が保有する製作当初の設計情報に基づく取替調整の技術が必要であり、取替部品の選定も他社では不可能である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるとともに、製造物責任の所在を明確にする観点から、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立東淀川屋内プール中央監視制御設備修繕

2 契約の相手方

アズビル株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立東淀川屋内プール（以下、「施設」という。）に設置されている中央監視制御設備（以下、「設備」という。）について、劣化部品の修繕を行うものである。

本設備は、監視装置、変換装置、制御装置（ソフトウェア、弁）、通信ネットワーク等からなる複合装置で、散在する監視・制御対象となる電気機械設備（受変電設備、空調衛生設備、防災設備等）の情報を一元的に管理する目的で設置したものであるが、経年劣化により設備を構成する部品に動作不良が生じる恐れがある。万が一、本設備が故障した場合、設備として十分な能力が発揮されず、適正に施設を維持管理することが困難な状態となり、施設の運営に支障をきたすこととなるため、本設備の劣化部品の整備を行う必要がある。

設備を構成する部品の一部について整備するものであるが、その設備については、製造事業者独自の設計思想に基づき製造されており、整備に際しては、独自の技術を要するため、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備を修繕できる唯一の事業者であることから特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当（電話番号 06-6469-5145）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度状態監視装置修繕

2 契約相手方

(株) コンプランニング

3 随意契約理由

今回修繕するATC庁舎および各工営所等に設置された状態監視装置は、市内一円の道路排水ポンプ場および道路情報板等施設の状態監視を行う設備であるが、故障及び機能が低下している構成部品があることが判明し、常時監視が行えるよう設備を維持する必要があるため、修繕を行うものである。

本設備は、(株) コンプランニングが設計製作したもので、取換部品も他社では製造していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課 (道路公園設備担当) (電話番号 6615-6465)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 大阪市役所本庁舎正面玄関シーリングライト修繕

2 契約の相手方

(株) YAMAGIWA

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎正面玄関に設置のシーリングライトの修繕を行い、それに伴う点灯試験を行うものである。

正面玄関に設置しているシーリングライトは、(株) YAMAGIWAがメーカー独自の技術により設計・製造を行っているため、同社でしか器具内設置の製品選定ができず、また、同社でなければ修繕後の性能・作動状態等を保証することができない。

以上のことから本修繕が行える(株) YAMAGIWAを特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ (電話番号 06-6208-8197)

随意契約理由書

1 修繕名称

令和5年度 弁天抽水所外1か所現場操作盤外電気設備修繕

2 契約の相手方

(株)日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する弁天抽水所外1か所の現場操作盤外電気設備は、下水処理施設を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するため、ポリ塩化ビフェニル含有のおそれがある機能低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は(株)日立製作所が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは極めて困難であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは(株)日立製作所から修繕等業務を移管されている(株)日立産機テクノサービスのみである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課 (電話番号6969-5847)

随意契約理由書

- 1 案件名称
大阪市立北区民センター空気調和機修繕

- 2 契約の相手方
三菱重工冷熱株式会社

- 3 随意契約理由
本件は、北区民センター内に2台設置されている空気調和機のうち、株式会社東洋製作所製（現 三菱重工冷熱株式会社）の空気調和機（AHU-302・TUC-193BV／集會室系統）が、経年劣化による構成部品の著しい摩耗損傷等により、現状のままでは適切な室温調整・空気循環が行えないこと、下階への水漏れの恐れがあること、他設備に甚大な影響を及ぼす恐れがあることから修繕を行うものである。
本設備は、三菱重工冷熱株式会社が設計製作したもので、修繕にあたっては、製作会社としての総合的な技術と経験のほか、当該設備を熟知している必要がある。また、本件空気調和機の製造元責任の所在を明確にする観点からも、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があることから、上記業者と随意契約を依頼するものである。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

- 5 担当部署
北区役所地域課（電話番号 06-6313-9948）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 住吉配水場配水ポンプ用電動機整備修繕

2 契約の相手方

安川オートメーション・ドライブ (株)

3 随意契約理由

本修繕は、住吉配水場に設置している配水ポンプ用電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該電動機設備は、(株)安川電機が独自に設計・施工したものであり、部品交換や試験調整による機器の動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が電動機固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は(株)安川電機より修繕業務を移管されている安川オートメーション・ドライブ (株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター (電話番号06-6815-2402)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 庭窪浄水場外1か所酸注入設備外修繕

2 契約の相手方

JFEアクアサービス機器（株）

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場に設置している酸注入設備並びに、柴島浄水場上系に設置している酸注入設備及び次亜塩素酸ナトリウム小出し槽用冷却設備の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、磯村豊水機工（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、磯村豊水機工（株）は上水プラント事業について、JFEエンジニアリング（株）に事業継承されており、本修繕を実施することのできる業者は、JFEエンジニアリング（株）より修繕業務を移管されているJFEアクアサービス機器（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場（電話番号06-6907-4473）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立長居陸上競技場中央監視制御設備修繕

2 契約の相手方

富士通 J a p a n 株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立長居陸上競技場に設置されている中央監視制御設備（以下、「本設備」という。）について劣化部品の修繕を行うものである。

本設備は、監視装置、制御ソフトウェア、変換装置、通信ネットワーク等からなる複合装置で、点在する監視・制御対象となる電気機械設備（受変電設備、空調衛生設備、防災設備等）の情報を一元的に管理するものであり、通信ネットワークの一部である伝送装置ユニットの劣化により、一部一元的な電気機械設備の監視や制御が出来ない状態となっている。

本設備は、機器の構成や制御方法について、独自の設計思想に基づき製造されており、修繕に際しては、製造事業者独自の技術を要するため、修繕の履行にあたっては、製造事業者でなければ修繕を行うことは不可能である。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備を修繕できる唯一の事業者であることから、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課設備担当（電話番号06-6469-5145）

随意契約理由書

1 修繕名称

令和5年度 南部方面管理事務所管理棟空調設備ガス吸収冷温水機修繕

2 契約の相手方

パナソニック産機システムズ（株）

3 随意契約理由

今回修繕するガス吸収冷温水機は、南部方面管理事務所管理棟の建築付帯設備である。当該設備は、管理棟全館に使用している空調設備であるが、長年の使用により、真空系及び冷却水系機器等の経年劣化が著しく、熱交換率が悪くなり室温調整ができない為、老朽化した部品を取り替えするものである。

本設備は、パナソニック産機システムズ（株）が設計製作したもので、老朽化した取替え部品も他社で製作しておらず、設計製作者独自の技術も必要とする。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要もある。よって、本修繕の部品の調達及び修繕を迅速に対応でき、保守サービスを行えるのは、上記業者のみであるため随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市建設局南部方面管理事務所管理課（電話番号 06-6686-1240）

随意契約理由書

1 修繕名称

令和5年度 舞洲スラッジセンターガスヒートポンプ式
空気調和機修繕

2 契約相手方

ヤンマーエネルギーシステム株式会社

3 随意契約理由

今回修繕する空気調和機は、舞洲スラッジセンターの3階クレーン操作室系統外の部屋を冷却する設備であるが、空気調和機の構成部品であるエンジン等が長時間の使用により損傷し、運転に支障を来し、適切な室温調整及び空気循環を行うことができないことから修繕する必要がある。

本設備は、ヤンマーエネルギーシステム株式会社が設計製作したもので、構成部品の取替及び試運転調整には、同社のみが保有する取替調整の技術が必要である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場オゾン設備改良に伴う既設高度浄水処理施設監視制御設備外改造工事

2 契約の相手方

三菱電機(株)

3 随意契約理由

本工事は、豊野浄水場のオゾン設備改良に伴い既設設備の改造を行うものである。

当該設備は、三菱電機(株)が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である三菱電機(株)以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外が本改造工事を履行し、トラブルが生じた場合、その原因が設備固有の問題なのか、本改造工事によるものなのか、責任の所在が不明確になるため、既設製造業者に施工させ、施工後の機能について一貫した責任をもたせる必要がある。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

随意契約理由書

1. 工事名称

住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）築造工事（その17-1）

2. 契約の相手方

大林・鴻池・五洋・久本 特定建設工事共同企業体

3. 随意契約理由

本工事は、住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）築造工事（その16）に引き続き仮設工・躯体工・作業構台撤去工・機械棟築造工を行うものである。

本工事で実施する仮設工（掘削・土留支保工）並びに躯体工は、既往工事で実施している仮設工（地盤改良工・土留工）と一体となって効果を発現し、本工事を進めるものである。したがって、既往工事で施工している仮設工及び本工事で行う仮設工は密接不可分であり、その施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。

また、有事の際の施工責任を明確に確保することが不可欠であるため既往工事で設置した仮設材については当該工事の受注者が引続き使用して施工しなければならない。

さらには、本工事を中断すると仮設材等の保持・保全に係る現場経費の増加などによる事業費の増大、事業期間の延伸に伴う近接する重要構造物への影響等によって、本市の事業を進める上で大きな不利益を被るため、本工事を中断することなく連続した施工としなければならない。

よって、同一施工者による施工責任の連続性、かつ、瑕疵の明確化などの点から、本工事は継続工事との密接不可分な関係であり、同一施工者に履行させることにより工期の短縮、経費の削減が確保できると認められるため、上記相手方に随意契約するものである。

4. 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第5号

5. 担当部署

建設局 下水道部 下水道課（電話番号 06-6615-7883）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 柴島浄水場オゾン設備整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本設計書による修繕は、柴島浄水場の上系高度浄水処理棟、下系高度浄水処理棟、塩素接触池棟、第1中オゾン接触池、第2中オゾン接触池、第3中オゾン接触池、第4中オゾン接触池に設置しているオゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、富士電機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、富士電機（株）は水環境事業について、平成19年4月1日に富士電機水環境システムズ（株）に事業継承された後、平成20年4月1日に（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が発足されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、メタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 工事名称：令和5年度 住之江下水処理場外10か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方：（株）日立製作所

3 随意契約理由：本工事は、住之江下水処理場外10か所において、運転監視及び自動制御するために必要となる監視制御機能を既設監視制御設備等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、（株）日立製作所が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設監視制御設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設監視制御設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは既設監視制御設備施工業者のみである。

よって、（株）日立製作所と契約締結するものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随 意 契 約 理 由 書

1. 修繕名称

天満橋ライトアップ設備修繕

2. 契約の相手方

パナソニック EW エンジニアリング (株)

3. 随意契約理由

本件は、天満橋のライトアップ設備について、ライトアップ照明器具が点灯していない状態及び一部照明の不点灯箇所が判明したため、修繕を行うものである。

点灯していない状態に関しては、DMX信号分配器の交換を行い、一部照明の不点灯箇所については、照明器具の取替を行い、機能の回復を図る。

本設備は、パナソニック EW エンジニアリング (株) が設計製作しており、修繕にあたっては製作会社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の独自技術を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要もあることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

建設局企画部工務課 (道路公園設備担当) (電話番号: 06-6615-6465)

随意契約理由書

1 工事名称

十八条下水処理場第2沈砂池スクリーンかす搬出設備改良工事

2 契約相手方

水ingエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

本工事は、十八条下水処理場第2沈砂池に設置している集じん用ベルトコンベヤ等の搬出設備が、長時間の使用により各部が損耗し、運転に支障をきたしているため、改良するものである。

本設備は、荏原インフィルコ株式会社が設計・製作したもので、機能を発揮させるための組付け精度および許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく技術が必要であり、取替部品も他社では製作していない。また、施工後の一貫した責任と性能についての保証をもたせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる業者は、製作会社の後継会社である水ingエンジニアリング株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課（電話番号06-6462-1519）

随意契約理由書

1 修繕名称 令和5年度 住之江下水処理場外2か所現場操作盤外電気設備修繕

2 契約相手方 (株)日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する現場操作盤外電気設備は、所内に電力を供給するための受変電設備ならびに動力制御設備であり、住之江下水処理場外2か所の電気設備を安定的に稼働させるため極めて重要な設備である。

本設備の一部にポリ塩化ビフェニル廃棄物含有のおそれがある構成部品等があり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法による処理期限内に適正な処理を行うため、取替え修繕するものである。

本設備は、(株)日立製作所が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、試験、調整を実施するとともに、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している電気設備の修繕業務を移管されている(株)日立産機テクノサービスのみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 南部方面管理事務所 設備課
(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

中加賀屋住宅 13 号館昇降機設備更新工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

3 随意契約理由

本工事は、シンドラーエレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の更新工事を行うものである。

本昇降機は、「階段室型共同住宅用エレベーター(昇降路建物一体)」として、建築基準法第六十八条の十で規定している型式適合認定を受けており、建築基準法等の法令に基づく構造計算適合性判定も、昇降路建物と一体で行われている。

そのため、昇降機設備の更新にあたっては、昇降路建物も含めた施工責任の一元化を図る必要がある。

本昇降機及び昇降路建物の製作・施工を行ったシンドラーエレベータ(株)は、日本オーチス・エレベータ(株)に事業譲渡していることから、日本オーチス・エレベータ(株)が本工事を施工することで既設の昇降路建物も含めた施工責任の一元化を図ることができる。

以上により、日本オーチス・エレベータ(株)と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局住宅部建設課 (電話番号 06-6208-9386)

随意契約理由書

1 修繕名称 令和5年度 平林抽水所外4か所現場操作盤外電気設備修繕

2 契約相手方 東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由

今回修繕する現場操作盤外電気設備は、所内に電力を供給するための動力制御設備であり、平林抽水所外4か所の電気設備を安定的に稼働させるため極めて重要な設備である。

本設備の一部にポリ塩化ビフェニル廃棄物含有のおそれがある構成部品等があり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法による処理期限内に適正な処理を行うため、取替え修繕するものである。

本設備は、東芝インフラシステムズ(株)が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、試験、調整を実施するとともに、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、東芝インフラシステムズ(株)のみである。以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 南部方面管理事務所 設備課
(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場東棟南非常用発電設備修繕

2 契約の相手方

(株) カワサキマシンシステムズ

3 随意契約理由

本修繕は、市場東棟南に設置されている非常用発電設備の部品取替え、並びに試運転調整を行うものである。

本修繕対象設備は、施工にあたって製造者以外では整備技術面の対応が不可能であると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の製造業者である(株)カワサキマシンシステムズのみが有している。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる(株)カワサキマシンシステムズと特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ (電話番号 06-6469-7966)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 豊野浄水場オゾン設備整備修繕（その1）

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場高度浄水処理棟に設置している中オゾン設備等の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備等は、三菱電機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、設備の全体構成並びに構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、三菱電機（株）より修繕業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 修繕名称

令和5年度城北寝屋川口水門外42遠方監視装置修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

本修繕は、城北川河川の管理に必要な機器(放流警報監視制御装置等)を遠方監視する装置であるが、経年劣化による故障及び機能が低下しているため、構成部品の交換を行うものである。

本装置は、三菱電機(株)が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。また、修繕後の責任と性能について保証を持たせる必要もある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは製作会社である三菱電機(株)より遠方監視制御・映像情報通信設備のアフターサービス業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング(株)のみであり、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話番号:6615-6465)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 大阪市計量検査所防火シャッター及び重量シャッター修繕

2 契約の相手方

(株)鈴木シャッター

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市八幡屋センタービル内計量検査所に設置している防火シャッターの部品の取替え及び既存不適格（危害防止装置取付）の解消、並びに重量シャッターの部品の取替え及び障害物感知装置の取替えを行い、それに伴う動作試験を行うことでシャッターの安全性能を維持するものである。

当該シャッターは、(株)鈴木シャッター製のもので、同社がメーカー独自の技術により設計・製造した製品を設置しており、開閉器と危害防止装置及び障害物感知装置との連動や試験調整による動作確認、並びに機能保証に当たっては、同社独自の規格や構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術が必要となるため製造事業者でなければ修繕を行うことは不可能である。

以上の理由により、上記事業者のみが本修繕を行うことができる唯一の事業者であることから、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部計量検査所（電話番号 06-6577-5888）

随意契約理由書

1 名称

西区役所昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

3 随意契約理由

本工事は、西区役所館内に設置されている昇降機設備の改修である。

昇降機の安全基準として、戸開走行保護装置や地震感知器等耐震対策が義務付けられているが、本昇降機は平成9年の竣工当初の設計に基づいており、地震対策がなされていないため改修を行うものである。また、扉の挟みこみ防止装置についても設置されておらず、来庁者が扉に挟まれる危険性があるため、戸閉安全装置設置工事についても合わせて行うものである。なお、工事対象箇所については、保守点検において指摘を受けている。

本昇降機は、日本オーチス・エレベータ株式会社の設計製作したものであり、製造者のみが有する、知識及び技術が不可欠であり、改修後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

したがって、製作会社である日本オーチス・エレベータ株式会社と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西区役所総務課（電話番号 06-6532-9626）

随意契約理由書

1 修繕名称

西島川第1ポンプ場No.1ポンプ修繕

2 契約の相手方

新明和アクアテクサービス(株)

3 随意契約理由

本件は、西島川第1ポンプ場におけるポンプ設備の修繕を行うものである。

西島川第1ポンプ場は、西島川左岸線道路（西淀川区第704号線）の雨水等を排出することを目的として設置されている。

当該設備は、直営においてポンプ設備の点検を行った結果、ポンプ構成部品の劣化による故障が判明した。

現状のままでは、西島川左岸線道路（西淀川区第704号線）の排水機能に支障が生じることから、機能回復を図るため早急に修繕を行う必要がある。

当該ポンプ設備は、新明和工業(株)が設計・製作したもので、修繕にあたっては従前と同等の性能を発揮させるため、本機器の構造を十分に熟知した製造業者独自の技術が必要となる。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕を施工できる業者は、新明和工業(株)からポンプ修繕業務を移管されている新明和アクアテクサービス(株)のみである。以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7887）

随意契約理由書

1 案件名称

南部環境事業センターほか1か所 空気調和設備修繕

2 契約の相手方

新晃アトモス株式会社

3 随意契約理由

今回の修繕は、南部環境事業センターほか1か所に設置している空気調和設備において、エアターミナルユニット用コントローラ等が経年劣化により故障が発生していることから、機器の部品を取り替え、試運転調整を行い、空気調和設備の性能復旧を行うものである。

本設備は、新晃アトモス株式会社独自の技術により設計・製造されたものであり、本機器を製造した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。

また、既存機器との密接不可分の関係にあることや、修繕後の性能、作動状態、安全性に対して保証ができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕を行えるのは新晃アトモス株式会社のみであり、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 豊野浄水場オゾン設備整備修繕（その2）

2 契約の相手方

（株）前澤エンジニアリングサービス

3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場高度浄水処理棟に設置している後オゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、前澤工業（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、設備の全体構成並びに構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、前澤工業（株）より修繕業務を移管されている（株）前澤エンジニアリングサービスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪駅前地下駐車場駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

新明和工業(株)

3 随意契約理由

機械式駐車場である大阪駅前地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は新明和工業(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7887）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場本場業務管理棟上水受水槽修繕

2 契約の相手方

積水アクアシステム(株)

3 随意契約理由

本修繕は、業務管理棟地下1階に設置の上水受水槽の修繕を行うものである。

本修繕対象設備は、積水アクアシステム(株)が製造した製品であり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、施工の確実性、安全性、既存部品との確実な嵌合の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、積水アクアシステム(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場本場設備グループ (電話番号 06-6469-7969)

随意契約理由書

1 案件名称

咲洲配水場監視制御設備改良に伴う既設配水管理設備2改造その他工事

2 契約の相手方

(株) 日立製作所

3 随意契約理由

本工事は、咲洲配水場監視制御設備改良に伴い既設配水管理設備2の改造を、楠葉取水場揚水ポンプ回転速度制御設備改良に伴い既設楠葉取水場監視制御設備の改造を、柴島浄水場粒状活性炭処理水採水ポンプ設備設置に伴い既設浄水管理設備の改造を行うものである。

当該設備は、(株) 日立製作所が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である(株) 日立製作所以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外が本改造工事を履行し、トラブルが生じた場合、その原因が設備固有の問題なのか、本改造工事によるものなのか、責任の所在が不明確になるため、既設製造業者に施工させ、施工後の機能について一貫した責任をもたせる必要がある。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立西スポーツセンター吸収式冷温水機修繕

2 契約の相手方

テクノ矢崎株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立西スポーツセンターに設置されている吸収式冷温水機（以下、「設備」という。）について、劣化部品の修繕を行うものである。

本設備は、冷暖房の運転を行うために熱源（冷温水）を作り出す装置で、当該施設の館内を適正な温度に維持する目的で設置したものである。

本修繕は、設備を構成する各所部品について修繕するものであり、吸収式冷温水機の構造、材質、部品の形状や規格並びに制御方法等が各社異なる設計思想に基づき製造されていることから、修繕に際しては製造事業者独自の技術を要するため、製造事業者でなければ修繕を行うことは不可能である。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備を修繕できる唯一の事業者であることから、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当（電話番号 06-6469-5145）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備修繕

2 契約の相手方

(株) 日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備は、汚泥溶融炉施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、各計装機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、(株) 日立製作所が設計製作したもので、計装設備としてのループ回路が一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならない、取替部品の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、当初設計製作した(株) 日立製作所の計装設備部門は事業統合等により現在(株) 日立ハイテクソリューションズとなっており、同社は計装設備の点検・修繕・部品納入を(株) 日立産機テクノサービスに業務移管している。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 契約名称 大阪市立鶴見区民センター冷温水機改修工事

2 契約相手方 川重冷熱工業(株)

3 随意契約理由

本工事は、鶴見区民センター地下1階機械室内に設置している空調設備である吸収冷温水機の駆動部分の改修工事である。

鶴見区民センターの吸収冷温水機は2基設置されており、交互に稼働することにより機械の負荷を軽減し運転をしている。そのうちの1基の低温吸収液ポンプが突然故障したことにより稼働不可能の状態となり、残る1基のみで運転している状態である。

吸収冷温水機には、1基ごとに低温吸収ポンプの他、2種類のポンプが装備されている。各ポンプの耐用年数は約10年とされているが、当該施設に設置されている吸収冷温水機2基は、各ポンプの改修を行わないまま19年が経過している状態であり、今回の故障箇所である低温吸収液ポンプのみを改修したとしても、機械の構造上、連鎖的に他のポンプが故障するおそれがあるため、2基すべてのポンプの改修を行う。

本吸収冷温水機は川重冷熱工業(株)が設計製作、施工を行っており、部品交換及び試運転調整による機器の動作確認・機能保証を行うためには、製造者しか知り得ない各機器の役割・構造・動作などの知識及び技術が不可欠である。

また、当該改修を行う部分は、既存部分と密接不可分の関係にあることから、川重冷熱工業(株)以外に改修させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

更に、これから冬季に向け、貸室利用において、暖房が効かない期間が長期に及ぶと利用者の体調不良を引き起こす恐れがあり、早急に状態を改善させる必要がある。

以上の理由により、当該機器の設計製作・施工を行っている川重冷熱工業(株)と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

鶴見区役所市民協働課 (06-6915-9166)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市舞洲障がい者スポーツセンタープール可動床昇降シリンダー取替修繕

2 契約の相手方

(株) 荏原製作所

3 随意契約理由

舞洲障がい者スポーツセンターのプールには8コースのうち4コースは、車いすの方などの利用者に合わせてプールの水深を調節し入水が可能となるよう可動床が設置されており、本修繕は、その高さを調節するシリンダーロッドの取替を行うものである。

昇降機シリンダーは、可動床4コースの可動床を昇降させるための機器であり、これまで指定管理者が保守点検を実施していたが、今回可動床が下降し、点検でシリンダーロッドに傷が確認された。現状のまま使用を続けて、可動コース内に利用者があるときに意図せず床が降下してしまうと、利用者が溺れてしまうなど、人命に関わる事故に繋がる危険があるため、シリンダーロッドを更新する必要がある。

当該機器については、(株) 荏原製作所においてシリンダーロッドを舞洲障がい者スポーツセンタープールに合わせて製造しているものであるため、修繕にあたっては、可動床を昇降させる制御盤のプログラムの打ち直しなど、他のシステムとの連携が必要となり、(株) 荏原製作所が有する知識及び技術が不可欠である。

また、可動床を作動させるためにはシリンダーロッド以外にも様々な機器や設備が関係しているが、当該修繕で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本修繕を実施できるのは(株) 荏原製作所のみであるため、同者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい福祉課施設グループ (電話番号 06 - 6208 - 8078)

随意契約理由書

1 案件名称

最適先端処理技術実験施設整備修繕

2 契約の相手方

理水化学㈱

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場構内に、浄水処理技術の調査・研究を実施する目的で設置された、最適先端処理技術実験施設内プラント設備全体の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

整備修繕に際しては総合的な実験施設のシステム及び各機器・装置の構造、構成及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要となる。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

以上のことから、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが出来るのは、当該実験設備の設計製作を行った理水化学㈱が唯一の業者である。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2356）

随意契約理由書

1 案件名称

此花屋内プールろ過設備修繕

2 契約の相手方

(株)クリタス

3 随意契約理由

本修繕は、此花屋内プールにおけるろ過設備（以下「当該設備」）についてろ材等の老朽化により、ろ過能力の精度が低下し、性能が十分に発揮できなくなったためろ材等の取替後、試運転調整を行い当該設備の性能復旧を行うものである。

当該設備は、栗田工業(株)が有する独自の技術により製造・設置したものであり、設備の有する特性を理論的、経験的に十分把握したうえで行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対して一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、製造者である栗田工業(株)のメンテナンス部門である(株)クリタスと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3375)

随意契約理由書

1 修繕名称

道頓堀川水門電気室空調設備修繕

2 契約の相手方

三菱電機システムサービス（株）

3 随意契約理由

道頓堀川水門内電気室空調設備は熱負荷の高い電気室を冷却し、水門各施設を運転維持するための重要な空調設備である。本修繕は、その空調設備の長時間運転により機器内部部品が故障し、電気設備に支障を来す恐れがあるため空調機の部品交換等を行うものである。

本設備は、三菱電機（株）が設計及び製作したものであり、取替部品は同社のみが製作しており他社では製作していない。また、取替部品も同社のみが保有するシステム構成を熟知するとともに調整の技術が必要であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、三菱電機（株）より製造・販売する製品のサービス業務を委託されている三菱電機システムサービス（株）のみであるため、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7887）

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

令和5年度道頓堀川水門外1監視カメラシステム修繕

2 契約の相手方

エクシオグループ(株)

3 随意契約理由

本修繕は、道頓堀川水門と東横堀川水門の管理に必要な機器(水門監視カメラシステム)であるが、経年劣化による故障及び機能が低下しているため、構成部品の交換を行うものである。

本装置は、エクシオグループ(株)が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。また、修繕後の責任と性能について保証を持たせる必要もある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは製作会社であるエクシオグループ(株)のみであり、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話番号:6615-6465)

随意契約理由書

1 案件名称

西部環境事業センター 冷却塔設備修繕

2 契約の相手方

(株) 日立ビルシステム

3 随意契約理由

本修繕は、西部環境事業センターにおけるガス吸収式冷温水機の空調システムを構成する冷却塔について、部品の劣化により動作不良を起こしており、性能が十分に発揮できなくなったことから劣化した部品の取替及び試運転調整を行い当該設備の性能復旧を実施するものである。

当該設備は、(株) 日立ビルシステムが有する独自の技術により設計・設置したものであり、理論的及び経験的に設備の有する特性を十分把握したうえで行わなければならない。

当該設備を設計した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。そのため、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、製造者である(株) 日立ビルシステムのみである。

以上のことから、(株) 日立ビルシステムと特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3374)

随意契約理由書

1. 案件名称

中央複合施設（島之内図書館）エレベーター改修工事

2. 契約の相手方

東芝エレベータ（株）

3. 随意契約理由

本工事は、中央複合施設に設置されている昇降機の経年劣化に伴い、改修工事を行うものである。

本設備は、東芝エレベータ（株）（以下、「上記業者」とする。）が製造・施工しており、制御方式の中枢である制御盤等の取替並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、上記業者にて製作している機器を使用しなければならない。

図書館利用者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。

また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である上記業者と特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館総務担当（電話番号 06 - 6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 柴島浄水場高度浄水処理棟外2か所小荷物専用昇降機修繕

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び豊野浄水場の高度浄水処理棟に設置している小荷物専用昇降機の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該昇降機は、三菱電機（株）が独自に設計・施工したものであり、部品交換や試験調整による機器の動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術をもつことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が昇降機固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は三菱電機（株）より修繕業務を移管されている三菱電機ビルソリューションズ（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号 06-6815-2402）

随意契約理由書

1 工事名称

令和5年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事（その2）

2 契約相手方

月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

今回整備工事を行う汚泥溶融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥溶融炉施設として、わが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、汚泥溶融炉施設の建設に当たっては、機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる汚泥溶融炉施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、溶融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼働するものであるが、汚泥溶融炉施設を安全かつ効率的に運用するためには、汚泥溶融炉施設全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、汚泥溶融炉施設を整備するためには、月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみが保有する汚泥溶融炉施設設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたって各企業間での技術的な連携が必須条件となる。主要部品についても月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみで製作しており、特に溶融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また、整備工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「月島 JFE アクアソリューション（株）」は月島機械（株）、「メタウォーター（株）」は日本碍子（株）、「東芝（東芝インフラシステムズ（株）」は（株）東芝の事業継承会社であり本件に必要な技術を有する。

以上のことから、月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 修繕名称 令和5年度 住之江抽水所外1か所現場操作盤外電気設備修繕

2 契約相手方 (株) 下平電機製作所

3 随意契約理由

今回修繕する現場操作盤外電気設備は、所内に電力を供給するための動力制御設備であり、住之江抽水所・加美南陽町抽水所の電気設備を安定的に稼働させるため極めて重要な設備である。

本設備の一部にポリ塩化ビフェニル廃棄物含有のおそれがある構成部品等があり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法による処理期限内に適正な処理を行うため、取替え修繕するものである。

本設備は、(株) 下平電機製作所が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、試験、調整を実施するとともに、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、(株) 下平電機製作所のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 南部方面管理事務所 設備課
(電話番号 06-6686-5123)

随 意 契 約 理 由 書

1. 修繕名称

令和5年度道頓堀川水門外1監視制御装置修繕

2. 契約相手方

安川オートメーション・ドライブ(株)

3. 随意契約理由

今回修繕する道頓堀川水門、東横堀川水門の監視制御装置は、水門を安定的に稼働させるための設備であり、日常運転における高い信頼性を維持させるために、経年劣化による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本装置は、(株)安川電機が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。また、修繕後の責任と性能についての保証を持たせる必要もある。よって本修繕ができるのは製作会社から社会システム事業における製造・販売・サービスを承継している安川オートメーション・ドライブ(株)のみである。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話番号：6615-6465）

随意契約理由書

1 案件名称

北港白津1号上屋排煙窓修繕

2 契約の相手方

株式会社豊和

3 随意契約理由

本修繕は、北港白津1号上屋の排煙装置を修繕するものである。

本件については、製造業者独自の機器材・部品及び各機器の構造・動作など技術的ノウハウを用い、全体を製品とした施工責任の一元化を図り、作動の確実性、安全性を確保する必要があるため、今回修繕する排煙装置の製造・設置を行った上記業者が本修繕を履行することができる唯一の業者である。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局計画整備部保全監理課（建築）

電話番号 06-6615-7812

随意契約理由書

1 案件名称

東北環境事業センターほか1か所 排水処理設備修繕

2 契約の相手方

(株) 丸島アクアシステム

3 随意契約理由

本修繕は、東北環境事業センター及び西南環境事業センターの排水処理設備（以下、「当該設備」という。）において、ポンプ設備をはじめとする機器等の不具合が生じていることから修繕を行うものである。

当該設備は、ごみ収集車を洗浄したときに発生する排水を下水道に放流する際、雑物などを分離・除去し下水道法による水質基準値を順守するための一連の設備であり、(株) 丸島アクアシステムが独自の技術により設計・製造したものである。

本修繕の実施にあたっては、当該設備における一連の機器等を正常な状態に復旧する必要があることから、当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。また、既存機器との密接不可分の関係にあることから、当該設備を設計・製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、修繕後の性能、一連の作動状態、安全性に対して保証ができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる(株) 丸島アクアシステムと随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3374)

随意契約理由書

1 修繕名称

令和5年度 今福下水処理場現場操作盤外電気設備修繕

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由

今回修繕する今福下水処理場の現場操作盤外電気設備は、下水処理施設を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するため、ポリ塩化ビフェニル含有のおそれがある機能低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は東芝インフラシステムズ(株)が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは極めて困難であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは東芝インフラシステムズ(株)のみである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課 (電話番号06-6969-5847)

09D

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 柴島浄水場総合管理棟空気調和設備修繕

2 契約の相手方

ダイキン工業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場総合管理棟の空気調和設備に故障が発生し運転不可能となっていることから、修繕を行うものである。

今回の修繕については、空調機の主要部品となる圧縮機並びに制御装置等を交換し、機能回復を図るものである。

当該設備は、ダイキン工業（株）が独自に設計、製作したものであり、今回のような部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、ダイキン工業（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号 06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 大阪市役所本庁舎昇降機設備修繕

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ（株）

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市役所本庁舎に設置している昇降機設備の修繕を行うものである。本庁舎に設置している昇降機設備は、日本オーチス・エレベータ（株）がメーカー独自の技術により設計・製造を行っているため、同社でしか機器内設置の製品選定ができず、また、同社でなければ修繕後の性能・作動状態等を保証することができない。

以上のことから本修繕が行える日本オーチス・エレベータ（株）を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）

随意契約理由書

1 修繕名称 令和5年度 平野下水処理場外1か所現場操作盤外電気設備修繕

2 契約相手方 (株)大同電機製作所

3 随意契約理由

今回修繕する現場操作盤外電気設備は、所内に電力を供給するための動力制御設備であり、平野下水処理場、住之江下水処理場の電気設備を安定的に稼働させるため極めて重要な設備である。

本設備の一部にポリ塩化ビフェニル廃棄物含有のおそれがある構成部品等があり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法による処理期限内に適正な処理を行うため、取替え修繕するものである。

本設備は、(株)大同電機製作所が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、試験、調整を実施するとともに、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は(株)大同電機製作所のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 南部方面管理事務所 設備課
(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場ビル電話網システム廃止に伴う電話主装置設置その他
工事

2 選定業者

西日本電信電話株式会社

3 随意契約理由

現在中央卸売市場東部市場で使用している電話回線は、西日本電信電話株式会社のビル電話回線網システムを使用しており、東部市場内各所の電話を西日本電信電話株式会社電話局内にある専用電話交換機を使用し、各電話において内線番号を用いて電話をかけられる仕組みである。

本件は、現在使用している西日本電信電話株式会社のビル電話回線網システムが令和6年1月末に廃止となるため、電話主装置設置並びに設置に伴う配線工事を行い市役所事務所等において内線番号を用いて電話をかけられる仕組みを維持するものである。

専用電話交換機のデータや電話回線等の管理については、設置当初より一括して西日本電信電話株式会社が行っており、今回工事及び既設の設備との回線切替を同一業者以外の者に施工させた場合、責任の所在が不明確になる。

したがって、本件工事ができるのは西日本電信電話株式会社だけであり、それ以外の業者が施工することはできない。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備グループ (電話番号 06-6756-3956)

随意契約理由書

1 案件名称

東南環境事業センター 排水処理設備修繕

2 契約の相手方

オルガノプラントサービス (株)

3 随意契約理由

本修繕は、東南環境事業センターの排水処理設備（以下、「当該設備」という。）において、ポンプ設備をはじめとする機器等の不具合が生じていることから修繕を行うものである。

当該設備は、ごみ収集車を洗浄したときに発生する排水を下水道に放流する際、雑物などを分離・除去し下水道法による水質基準値を順守するための一連の設備であり、オルガノプラントサービス (株) が独自の技術により設計・製造したものである。

本修繕の実施にあたっては、当該設備における一連の機器等を正常な状態に復旧する必要があることから、当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。また、既存機器との密接不可分の関係にあることから、当該設備を設計・製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、修繕後の性能、一連の作動状態、安全性に対して保証ができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができるオルガノプラントサービス (株) と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3374)

随 意 契 約 理 由 書

1 工事名称 令和5年度 平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事(その2)

2 契約の相手方 日揮(株)

3 随意契約理由

平野下水処理場汚泥溶融炉設備は、下水処理過程で発生する汚泥を溶融処理(スラグ化)し汚泥減量するための設備である。

本工事は、汚泥ケーキ乾燥機や溶融炉等の構成機器が劣化・損傷し汚泥処理に支障をきたしているので汚泥溶融炉設備の安定した性能維持のため必要となる整備を行うものである。

本設備は日揮(株)の独自技術により設計施工したものであり、その技術及び特許権などは当該施工会社が有している。本工事にあたっては下水道事業の性質上、設備の停止期間が限定されるために短期間で工事を施工する必要があるため当該設備の構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、当該汚泥溶融炉設備を施工した上記業者以外は、整備工事施工後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが困難である。以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所設備課(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1. 案件名称

令和5年度 柴島浄水場外1か所空気源設備整備修繕

2. 契約の相手方

(株)日立産機システム

3. 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場上系、下系及び楠葉取水場に設置している空気源設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該空気源設備は、(株)日立産機システムが独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が空気源設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、(株)日立産機システムのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5. 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場ビル電話網システム廃止に伴う電話主装置設置その他工事

2 選定業者

西日本電信電話株式会社

3 随意契約理由

現在中央卸売市場本場で使用している電話回線は、西日本電信電話株式会社のビル電話回線網システムを使用しており、本場内各所の電話を西日本電信電話株式会社電話局内にある専用電話交換機を使用し、各電話において内線番号を用いて電話をかけられる仕組みである。

本件は、現在使用している西日本電信電話株式会社のビル電話回線網システムが令和6年1月末に廃止となるため、電話主装置設置並びに設置に伴う配線工事を行い市役所事務所等において内線番号を用いて電話をかけられる仕組みを維持するものである。

専用電話交換機のデータや電話回線等の管理については、設置当初より一括して西日本電信電話株式会社が行っており、今回工事及び既設の設備との回線切替を同一業者以外の者に施工させた場合、責任の所在が不明確になる。

したがって、本件工事ができるのは西日本電信電話株式会社だけであり、それ以外の業者が施工することはできない。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7966）

随意契約理由書

1 修繕名称

令和5年度 中浜下水処理場外4か所現場操作盤外電気設備修繕

2 契約の相手方

(株)明電エンジニアリング

3 随意契約理由

今回修繕する中浜下水処理所外4か所の現場操作盤外電気設備は、下水処理施設を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するため、ポリ塩化ビフェニル含有のおそれがある機能低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は(株)明電舎が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは不可能であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは(株)明電舎から修繕等業務を移管されている(株)明電エンジニアリングのみである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課 (電話番号06-6969-5847)

随意契約理由書

1 修繕名称 令和5年度 平野市町抽水所外2か所現場操作盤外電気設備修繕

2 契約相手方 (株)明電エンジニアリング

3 随意契約理由

今回修繕する現場操作盤外電気設備は、所内に電力を供給するための動力制御設備であり、平野市町抽水所、平野下水処理場、今林抽水所の電気設備を安定的に稼働させるため極めて重要な設備である。

本設備の一部にポリ塩化ビフェニル廃棄物含有のおそれがある構成部品等があり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法による処理期限内に適正な処理を行うため、取替え修繕するものである。

本設備は、株式会社明電舎が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、試験、調整を実施するとともに、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社から納入している電気設備の修繕業務を移管されている(株)明電エンジニアリングのみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 南部方面管理事務所 設備課
(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備及び監視制御設備修繕

2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備及び監視制御設備は、汚泥溶融炉施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、各機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、(株) 明電舎が設計製作したもので、電気設備としてのシステムが一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替部品の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局南部方面管理事務所設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 咲洲配水場活性炭設備整備修繕

2 契約の相手方

横手産業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、咲洲配水場に設置している活性炭設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株)クボタ及び横手産業(株)が独自に設計・施工したものであり、部品交換や試験調整による機器の動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、(株)クボタより修繕作業の移管を受け、かつ活性炭設備の施工者である横手産業(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1. 案件名称

C6・7-2号機多目的クレーン補修工事

2. 契約の相手方

JFEプラントエンジニア株式会社

3. 随意契約理由

本件工事の対象クレーンは、住之江区南港中7丁目（C6・7岸壁）に設置されたコンテナ等の重量物積み下ろしに使用しているものであり、本工事はそのクレーンの補修を行うものである。

工事に際しては、クレーンの特異性等から、クレーンの構造・安全装置・設計基準等を定めたクレーン等安全規則およびクレーン製造規格に基づき施工する必要があり、高い安全性が求められる。また、製造時において、発注者の仕様を反映し、製造者が個々に設計・製作するため、製造者でなければ部材・機械装置・電気装置・制御装置の構造、仕様、相関関係がわからず、クレーン本体構造および各装置に悪影響をおよぼす恐れがある。

よって、製造者だけがクレーンの本体構造およびシステム全体を把握した上で、安全性を確保した部材の交換、また、部材を交換することにより影響を受ける箇所の点検および調整等を的確に行えるものであり、また、責任の一元化にもつながる。

以上のことから、本工事が実施可能な業者は、当該クレーンを製造した上記業者のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪港湾局計画整備部設備課(機械) (電話番号 06-6552-0057)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場情報通信基盤設備改良工事

2 選定業者

都築電気株式会社

3 随意契約理由

情報通信基盤設備は、市場内の情報通信用LAN（ローカルエリアネットワーク）として、卸売業者、仲卸業者、仲卸組合の市場内業者間での取引の効率化を図るとともにインターネットへの接続に活用されているなど、市場内業者の日々の取引に使用されていることから、通信が途切れることがないように環境を常に良好な状態にしておく必要がある。

本工事は、東部市場内の情報通信基盤設備を構築している各装置（メインスイッチ、サブスイッチ、ゾーンHUBスイッチ等）が老朽化により不具合が発生していること、また、交換部品が生産中止になっているため、故障が発生すると修繕ができないことから、取替え及び調整を行うものである。

都築電気株式会社は、本設備を施工、ネットワークを構築した業者であるとともに、保守についても委託を請け負っておりノウハウを持っているのみならず、各装置のIPアドレスの設定業務を行っており、設定の基になるプログラム等については、同社固有のものであることから、現在のサービスレベルを維持しながら工事を請け負えるのは同社だけである。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備グループ（電話番号 06-6756-3956）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立鶴見緑地球技場非常放送設備修繕

2 契約の相手方

TOA株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、鶴見緑地球技場に設置されている非常放送設備（以下、「本設備」という。）の修繕を行うものである。

本設備は、感知器などからの火災信号を受信した際に非常放送を行うものであるが、設置後 27 年が経過し、経年劣化により設備を構成する機器及び部品（以下、「機器類」という。）に動作不良が生じる恐れがある。万が一、機器類に不具合が発生した場合、設備として十分な能力が発揮されず、適正に施設を維持管理することが困難な状態となり、施設の運営に支障をきたすこととなるため、機器類の取替整備を行う必要がある。

当該部品については、機器の構成や制御方法について、製造事業者独自の設計思想に基づき製造されており、修繕に際しては、独自の技術を要するため、本業務の履行にあたっては、製造事業者である TOA 株式会社でなければ修繕を行うことは不可能である。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備を修繕できる唯一の事業者であることから、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課設備担当（電話番号06-6469-5145）

随意契約理由書

1 名称

西区役所非常放送設備改修工事

2 契約の相手方

TOA株式会社

3 随意契約理由

本工事は、西区役所館内に設置されている非常用放送設備等について、改修を行うものである。

本設備は、感知器などからの火災信号を受信した際に非常放送を行う設備であるが、設置後20年が経過し、消防設備点検において経年劣化の指摘を受けており、当該経年劣化により設備を構成する機器及び部品に動作不良が生じる恐れがある。また万が一、設備に不具合が発生した場合、施設の運営に支障をきたすこととなるため、機器類の取替整備を行う必要がある。

本業務は、設備の機器類について取替整備を行うものであるが、設備の機器構成や制御方法については、製造事業者独自の設計思想に基づき製造されており、整備に際しては、独自の技術を要するため、製造事業者でなければ整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、設備の製造事業者である上記業者のみが整備できる唯一の事業者であることから、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西区役所総務課（電話番号06-6532-9939）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 東部水道センター空気調和設備修繕

2 契約の相手方

ダイキン工業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、東部水道センターの空気調和設備に故障が発生し運転不可能となっていることから、修繕を行うものである。

今回の修繕については、空調機の主要部品となる圧縮機並びに制御装置等を交換し、機能回復を図るものである。

当該設備は、ダイキン工業（株）が独自に設計、製作したものであり、今回のような部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、ダイキン工業（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号 06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

消防局庁舎冷却塔修繕

2 契約の相手方

空研工業（株）

3 随意契約理由

本修繕は消防局庁舎に設置している冷却塔の修繕を行うものである。

当該冷却塔は、製造会社が独自に設計、製造したものであり、また自社専用の部品等で構成されているため、本修繕を行うためには、製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術、専用部品が必要となる。

上記事業者は製造会社であることから、修繕を行うために必要な独自の知識や技術、専用部品を保有している唯一の業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、修繕後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

以上のことから、上記事業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6166）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場発泡スチロール処理設備改修工事

2 契約の相手方

新明和工業(株)

3 随意契約理由

本工事は、市場東棟に設置している発泡スチロール処理設備の改修工事を行うものである。

本工事対象設備は、新明和工業(株)が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構成を熟知し、作動の確実性、安全性、既存設備との確実な適合性の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新明和工業(株)のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ(電話番号 06-6469-7969)

随意契約理由書

1 案件名称

南港ポートタウン東-1 駐車場昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、南港ポートタウン東-1 に設置された油圧式エレベーターを撤去し、マシンルームレス型ロープ式エレベーターに更新するものである。

対象となる施設は、市民利用施設であるため、エレベーター停止期間を短くし、市民への影響を最小限にすることが求められている。そのため、本工事は、既存エレベーター設備等の一部を再利用することで、停止期間を短くすることとしている。

既存エレベーター設備を安全に再利用するには、既存エレベーターの設備状況等を熟知し、製造・施工した業者でなければ再利用することは不可能である。また、製造・施工した業者でなければ、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となる。

以上のことから、既設エレベーターを製造・施工し、現に保守点検を行い現場の状況等に精通していて、責任施工の一元化が図ることのできる唯一の業者である日本オーチス・エレベータ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部施設整備課 (電話番号 06-6633-2361)

随意契約理由書

1 案件名称

経済戦略局中央卸売市場本場業務管理棟庁舎照明設備修繕

2 契約の相手方

パナソニックEWエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

本修繕は、中央卸売市場本場業務管理棟8階・9階・12階の経済戦略局庁舎内に既設の照明器具の安定器に劣化が見られるため、安定器及びソケットの取替えを行い、設備の性能維持を図るものである。既設の照明器具は、パナソニック(株)(旧：松下電工(株))がメーカー独自の技術により設計・製造した製品であり、製造業者以外の者に作業を実施させた場合、発火などの事故が起こり得る危険性があり、修繕後の性能や安全性、作動状態等が確保できず、かつトラブルが生じた際に責任の所在が不明確となるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

なお、保守点検・整備・修繕業務については、連結子会社であるパナソニックEWエンジニアリング(株)が担う体制となっている。

以上のことから本修繕が行えるパナソニックEWエンジニアリング(株)と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 総務課 (電話番号 06-6615-3711)

随意契約理由書

1 案件名称

阿倍野区民センター放水型スプリンクラー設備修繕

2 契約の相手方

ヤマトプロテック（株）

3 随意契約理由

本修繕は、阿倍野区民センターホール内に設置されている放水型スプリンクラーを管理する制御盤装置の更新を行うものである。

本装置は、更新時期がおおよそ10年とされているが、納入から約20年経過しており、本体等の経年劣化がみられ、このまま使用を続けると、誤放水が発生する恐れがあるため、早急に更新する必要がある。

更新にあたっては、当該機器はヤマトプロテック（株）が製造・施工したものであり、製造者のみが有する当該設備の製造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、本修繕で作業する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、当該業者以外に施工させた場合、既存部分の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本修繕を実施できるのは、ヤマトプロテック（株）のみであるため、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

阿倍野区役所市民協働課（市民協働）（電話番号：06-6622-9787）

随意契約理由書

- 1 案件名称 令和5年度 平野下水処理場汚泥溶融炉ケーキ移送ポンプ修繕
- 2 契約の相手方 兵神装備 (株)
- 3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉ケーキ移送ポンプは汚泥受入槽切出機より排出された汚泥ケーキを乾燥工程に移送するための設備であるが、経年劣化によるステータ等の構成部品の損傷により必要な移送量を確保することができず、運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は兵神装備 (株) が設計製作したもので、修繕における分解や組付け調整には製作会社独自の技術を必要とし、本設備を構成する各装置や部品は、他社からは調達できない。また、修繕にあたってはケーキ移送ポンプの構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社である兵神装備 (株) のみであるため、上記業者と特名随意契約を締結するものである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署 建設局南部方面管理事務所設備課
(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

市営南港中住宅 42 号棟ほか 4 か所真空式ごみ収集設備修繕

2 契約の相手方

新明和工業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、南港ポートタウンにおいて、市営南港中住宅 42 号棟ほか 4 か所に設置の真空式ごみ収集設備（以下、本設備）の構成機器である固定設備のごみ収集配管の故障により、動作不良をおこし性能が十分に発揮できなくなったため部品の取替後、試運転調整を行い当該設備の性能復旧を行うものである。

本設備は、本市独自のものとして、新明和工業（株）が技術開発、設計、製作、施工したもので、移動式ごみ収集装置及び固定設備が、システムとして互いに有機的に連携されて稼動している。また、強力な真空圧を利用することから誤った取扱いを行うと、本設備の損傷だけでなく、周辺を通行する市民等を巻き込む事故につながる恐れがあるため、本修繕については、本設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

今回の修繕は、本設備が製造者独自の技術により製造しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように修繕を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、本修繕を実施できるのは、製造業者である新明和工業（株）のみである。

上記理由により新明和工業（株）と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課

（電話番号 06-6612-4981）